

策 定 方 針

平成13年度においては、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、歳出面においては、限られた財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹し、経費全般について徹底した節減合理化を推進する一方、当面の重要課題である景気対策への取組み、IT革命の推進等21世紀の発展基盤の構築、総合的な地域福祉施策の充実等に対処し、歳入面においては、地方税負担の公平適正化の推進と地方交付税の所要額の確保を図ることを基本とするとともに、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、国と地方の責任分担の更なる明確化、国と地方を通ずる財政の一層の透明化等を図りつつ、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補てん措置を講じることとし、次の方針に基づき平成13年度地方団体の歳入歳出総額の見込額を策定する。

- 1 地方税については、恒久的な減税を引き続き実施するとともに、最近における社会経済情勢に対応して早急に実施すべき措置として、自動車の環境負荷に応じた自動車税の特例措置の創設、被災住宅用地に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置の創設、一定の者に関する輸入軽油に係る軽油引取税の課税時期の見直し等の措置を講じるほか、非課税等特別措置の整理合理化等のため所要の措置を講じることとする。
- 2 地方財源不足見込額について、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の補てん措置を講じることとする。
 - (1) 恒久的な減税に伴う影響額以外の地方財源不足見込額については、次の措置を講じる。

平成13年度から平成15年度までの間においては、この間に予定されている交付税特別会計借入金の償還を平成19年度以降に繰り延べることとしたうえで、なお生ずる財源不足のうち建設地方債（財源対策債）の増発等を除いた残余については国と地方が折半して補てんすることとし、国負担分については、国の一般会計からの加算により、地方負担分については地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により補てんする措置を講じることとする。ただし、平成13年度においては、国負担分、地方負担分とも、その2分の1は交付税特別会計借入金により補てんする措置を講じる。

また、臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。

これに基づき、平成13年度の地方財源不足見込額10兆5,923億円については、次により完全に補てんする。

ア．地方交付税については、交付税特別会計借入金の元利償還予定額1兆7,334億円を繰り延べるほか、4兆8,801億円増額する。この増額は国の一般会計の

加算額2兆63億円（うち、地方交付税法附則第4条の2第2項の加算額1,725億円、同条第6項の加算額3,970億円、臨時財政対策特例加算額1兆4,368億円）及び交付税特別会計借入金2兆8,738億円により行う。

交付税特別会計における借入金2兆8,738億円のうち、国負担分の借入金1兆4,369億円の償還に必要な財源については、平成19年度以降の各年度において一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとする。

イ．地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）を1兆4,488億円発行する。

ウ．建設地方債（財源対策債）を2兆5,300億円増発する。

- (2) 恒久的な減税に伴う地方財政への影響額については、地方税の減収1兆9,793億円について、国と地方のたばこ税の税率変更による地方たばこ税の増収措置、法人税の地方交付税率の引上げ、地方特例交付金及び地方債（地方財政法第5条の特例としての減税補てん債）の発行により完全に補てんするとともに、地方交付税の減収1兆4,537億円について、国と地方が折半して負担することにより完全に補てんする。

恒久的な減税の実施による平成11年度及び平成12年度における地方交付税の減収の補てんとして措置した交付税特別会計借入金について、平成13年度から平成15年度までの間に予定されている償還を平成19年度以降に繰り延べるとともに、国負担分の借入金の利子相当額は一般会計からの繰入れにより、地方負担分の借入金の利子相当額は交付税特別会計借入金により措置する。

- (3) 上記の結果、平成13年度の地方交付税については、前年度に比し5.0%減の20兆3,498億円を確保する。

なお、地方交付税法附則第4条の2第4項及び第5項の規定に基づき、平成13年度から平成15年度までの間に一般会計から交付税特別会計に繰り入れることを予定していた額については、当該法定加算額に係る国負担分の借入金の償還の繰延べに合わせて、平成19年度以降に加算することとする。

また、平成5年度の投資的経費に係る国庫補助負担率の見直しに関し一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額等5,211億円については法律の定めるところにより、平成14年度以降の地方交付税の総額に加算することとする。

- 3 地方団体の公債費負担の軽減を図るため、普通会計における高利の公的資金に係る地方債に対する特別交付税措置及び一定の公営企業金融公庫資金の借換え措置を講じることとする。
- 4 国民健康保険制度の高額医療費共同事業に対する都道府県の助成400億円に係る地方財政措置については、1年間延長し、地方交付税の特例措置360億円（交付団

体分相当額)及び調整債40億円(不交付団体分相当額)により対処することとする。

その他国民健康保険制度の運営の安定化等に資するため、所要の財政措置を講じることとする。

- 5 母子保健衛生費補助金の一部等総額16億円の国庫補助負担金の一般財源化が行われること等に伴い、所要の地方財政措置を講じることとする。
- 6 地方債については、地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、極めて厳しい地方財政の状況の下で、その健全性の確保に留意しつつ、地域の活力を生み出す施策の推進、安心して快適なくらしの実現、日本新生のための新たな発展基盤の整備、景気回復への取組み等地方団体が当面する政策課題に重点的・効率的に対応することとし、地方債計画の規模を16兆4,998億円(普通会計分11兆9,107億円、公営企業会計等分4兆5,891億円)とする。
- 7 社会経済情勢の推移等に即応して使用料・手数料等の適正化を図る。
- 8 地域経済の振興や雇用の安定を図りつつ、自主的・主体的な活力ある地域づくり、住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、このため次の事項に重点をおいて財源の配分を行う。
 - (1) 地方分権の進展に伴う地方団体の役割の増大、地域の活性化や住民に身近な社会資本整備の必要性、国の公共事業関係費の総額、21世紀の発展基盤の整備、経済対策の実施の必要性等を勘案して、投資的経費に係る地方単独事業の所要額を確保し、日本新生緊急基盤整備事業(ハード分)を創設するとともに、地域活力創出事業、共生のまち推進事業、地域情報通信基盤整備事業、地域文化財・歴史的遺産活用による地域おこし事業、ふるさとづくり事業、国土保全特別対策事業、中心市街地再活性化特別対策事業など、生活関連基盤の整備や地域経済の振興等に必要な事業を重点的・計画的に推進する。
 - (2) 新たに日本新生緊急基盤整備事業(ソフト分)及びわがまちづくり支援事業を創設するほか、教育情報化対策、情報化推進事業、環境保全対策、農山漁村関連施策の拡充を図るとともに、少子・高齢社会に向けた地域福祉施策の一層の充実、国土保全対策、中心市街地再活性化対策、中小企業金融対策、地域の国際化対策等の推進を図る。
 - (3) 消防力の充実、自然災害の防止、震災対策の推進等住民生活の安全を確保するための施策を推進する。
 - (4) 過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。
- 9 地方公営企業の経営基盤の強化、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、社会経済情勢の変化に対応した新たな事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰

出しを行うこととする。

10 地方行財政運営の合理化と財政秩序の確立を図ることとし、このため次の措置を講じる。

- (1) 国庫補助負担金について補助負担単価の適正化等国庫補助負担基準を改善する。
- (2) 一般職の定員を削減する等定員管理の合理化を図るとともに、一般行政経費等を極力抑制する。
- (3) 年度途中における事情の変化に弾力的に対応できるよう、必要な財源をあらかじめ確保する。